

※出席委員あてに内容確認済

第13次札幌市環境審議会 第2回会議

会 議 録

日 時：2025年9月3日（水）午前10時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 12階 2号～4号会議室

1. 開 会

○山中会長 時間になりましたので、第13次札幌市環境審議会第2回会議を開催します。

まず、事務局から連絡事項をお願いいたします。

○事務局（飯岡環境政策課長） 環境局環境政策課長をしています飯岡でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本審議会の開催に当たりまして、札幌市環境局長の梅田よりご挨拶を申し上げます。

○梅田環境局長 札幌市環境局長の梅田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

第13次札幌市環境審議会第2回会議の開催に当たり、一言、ご挨拶を申し上げます。

日頃より、札幌市の環境行政にご理解とご協力を賜り、この場をお借りして感謝を申し上げます。

本日、お集まりの皆様には、引き続き本審議会にご尽力賜りますことに心より感謝を申し上げます。

また、後ほど改めてご紹介いたしますが、このたび、新たに委員にご就任いただきました3名の皆様には、就任を快くお引き受けいただき、改めて感謝を申し上げます。

さて、昨今の気候変動の影響と思われる事象は、北海道内での記録的な暑さ、そして、身近なところでも顕著になっております。日本各地でも、この夏は、北陸や東北地方での記録的な少雨や九州や東北北部での大雨による被害など、極端な気象現象が頻発いたしました。このような状況から、気候変動への対策は喫緊の課題と痛感しております。

こうした状況を考えまして、今回の審議会では、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用した事業の進捗状況の報告の後、本市の環境施策の根幹であります札幌市気候変動対策行動計画の見直しについてご議論をいただきたいと存じます。

札幌市気候変動対策行動計画の見直しにつきましては、これまで、札幌市気候変動対策行動計画検討部会において計4回にわたって活発なご議論を重ねていただけてまいりました。本日は、その検討部会での協議結果を踏まえて皆様からのご意見を頂戴し、より実効性の高い計画の策定につなげてまいりたいと考えております。

札幌市の環境行政の推進に引き続きお力添えを賜りますよう、お願いを申し上げます。

簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局（飯岡環境政策課長）　続きまして、所属団体の人事異動等に伴いまして、審議会委員の改選がございました。五十音順にてご報告いたします。

お手元の委員名簿をご覧ください。

これまで委員をお引き受けいただいていた北海道環境生活部環境保全局環境政策課長の久保貴司委員がご退任されて、高橋和紀委員が新しく就任されております。

続いて、環境省北海道地方環境事務所地域脱炭素創生室室長の田村努委員がご退任されて、西野雄一委員が就任されました。

続いて、札幌商工会議所カーボンニュートラル推進委員会委員長の原田博委員がご退任されて、副委員長でございます前田廣行委員がご就任されております。

それぞれ委員にご就任いただくことになりましたことをご報告させていただきます。

次に、委員報酬の支払いに係る連絡事項でございます。昨年度にご提出いただいたマイナンバーや講座等の情報が変更になられた方は、会議終了後、事務局までお知らせください。

続きまして、4月の人事異動に伴いまして、環境審議会の事務局のメンバーにも変更がございますので、ご報告させていただきます。

それでは、吉田部長からお願いします。

○事務局（吉田環境都市推進部長）　環境都市推進部長の吉田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

昨年までは、環境エネルギー担当部長としてこの会に参加させていただいておりましたが、今年は環境都市推進部長ということで参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（長尾総括係長）　環境政策課総括係長の長尾と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（山西脱炭素先行地域担当係長）　環境政策課脱炭素先行地域担当係長の山西と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（坂井気候変動対策担当係長）　同じく、気候変動対策担当係長の坂井と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（川田省エネルギー係長）　環境エネルギー課省エネルギー係長の川田です。よろしくお願いいたします。

○事務局（室腰事業調整担当係長） 環境エネルギー課事業調整担当係長の室腰と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（飯岡環境政策課長） なお、環境局長の梅田は、本日、公務の都合によりまして、恐縮ですが、11時前後をもって退席させていただきますことをご承知おきいただければと存じます。

以上でございます。

○山中会長 それでは、新たに委員に就任された方々に簡単な自己紹介をお願いしたいと思います。

まず、高橋委員からお願いいたします。

○高橋委員 今ご紹介いただきました北海道環境政策課長をしております高橋と申します。

この4月に今の職に就いておりまして、昨年度は、水・大気環境保全課長として、いわゆる従来型の公害対策などといった仕事に就いておりました。この4月から北海道環境基本計画、環境影響評価関係の業務に就いております。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○山中会長 続いて、西野委員、お願いいたします。

○西野委員 環境省北海道地方環境事務所で室長をしております西野と言います。よろしくお願いいたします。

私も4月から前任の田村に続きまして室長をやっております。前任は、同じ札幌の事務所ですけれども、野生生物を担当しておりました。

私ごとですが、札幌に家を建てまして、家族共々移住してきた者でございます。市民の一人としても、このような場にお招きいただきまして大変光栄に思っております。よろしくお願いいたします。

○山中会長 前田委員、お願いします。

○前田委員 札幌商工会議所カーボンニュートラル推進委員の前田と申します。

前任の原田委員長がご退任ということで、今日から初めて参加をさせていただきます。

ふだんは、札幌グランドホテルと札幌パークホテルを管理しておりまして、グランドホテルのほうに勤務しております。

こういった会議に参加することは初めてのことでございます。また、札幌市の行政に少しでも関われることについて、大変うれしく思っておりますので、今後ともぜひよろしくお願いいたします。

○山中会長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局から本日の出席状況及び配付資料について確認をお願いいたします。

○事務局（飯岡環境政策課長）　ご説明いたします。

委員の出席状況でございますが、本日は、川根委員、齊藤委員、村田委員の3名からご欠席のご連絡をいただいております。

本日の出席委員は、計13名でございます。総委員数16名の過半数に達しておりますので、札幌市環境審議会規則第4条第3項により、この会議が成立していることをご報告いたします。

続きまして、資料の配付についてでございます。データやお手元の紙資料をご覧くださいいただければと存じます。

まず、資料として、次第、座席表、名簿、資料1の脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用した事業の進捗状況について、資料2の札幌市気候変動対策行動計画の見直しに関する検討経過について、資料3の気候変動対策行動計画検討部会委員意見に対する検討状況一覧、資料4の札幌市気候変動対策行動計画改定計画（素案）の概要版、資料5の札幌市気候変動対策行動計画改定計画（素案）の本体です。そして、別紙として「気候変動対策行動計画」改定に向けたスケジュール（案）でございます。

また、追加でお送りしましたものとして、次第のその他で使う資料になるのですが、資料6－1の篠路福移湿原の現状の報告とご提案、資料6－2の北海道新聞の記事が二つございます。

以上、たくさんですが、足りない資料がございましたらお声がけください。

データでご覧いただいている委員の皆様におかれましては、会議中、パソコンの不具合などが生じた場合には、紙の資料も複数用意してございますので、お声をかけていただければお持ちいたします。よろしくお願いいたします。

事務局からの連絡は以上でございます。

○山中会長　本日は、議題及び報告事項が三つあります。

中心的なものは、2番目の気候変動対策行動計画の改定計画の素案でございます。それと、その他で、有坂委員から大切な提案があると聞いております。

２．議 事

○山中会長 それでは、１番目の議題で報告事項であります脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用した事業の進捗状況について（報告事項）について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（飯岡環境政策課長） 資料１をご覧ください。

左側でございますが、脱炭素移行・再エネ推進交付金の概要について記載しております。

主なものとして、概要の欄だけご説明いたしますが、脱炭素移行・再エネ交付金とは、地域の脱炭素ロードマップ及び地球温暖化対策計画に基づいて脱炭素事業を意欲的に取り組む地方公共団体を支援するために、令和４年度に環境省が創設した制度でございます。少なくとも、全国１００か所の脱炭素先行地域で脱炭素に向かう地域特性に応じた先行的な取組を脱炭素先行地域づくり事業として実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を重点対策加速化事業として実施することで横展開をすることが目的となっているものです。

札幌市では、産官学による積雪寒冷地モデルの構築を目指して、北海道ガス、北海道熱供給公社、北海道電力、北海道大学、ノーステック財団を共同提案者として脱炭素先行地域に選定されたほか、重点対策加速化事業計画にも採択されているということでございます。

それでは、一つ目として、左下の表１に重点対策加速化事業の計画概要と令和６年度の実績を書かせていただいています。

まず、庁舎等への自家消費型太陽光発電設備の導入としましては、円山動物園のカバ・ライオン館への太陽光発電設備の設置完了（４９キロワット）、そして、企業等への自家消費型太陽光発電設備・蓄電池補助として、太陽光が１６件、蓄電池が１６件、そして、市民への省エネ設備補助として、空調機器を３５件、給湯設備を１件、実施することができたところでございます。

続いて、資料の右側の脱炭素先行地域の取組でございますが、４点ございまして、まず、第１に、都心民間施設群につきましては、札幌都心Ｅ！まち開発推進制度というものを札幌市で用意していますが、これに基づきながら建築物の省エネ化、創エネ技術の導入への誘導、コージェネレーションシステム等を活用したエネルギーネットワークの整備拡充などにより、電力と熱の脱炭素化を図るといった計画になっています。

実績としては、都心ビル２１件の再エネ電力の導入について合意を得ることができており、そのうち４件については、再エネ電力への切替え済みとなっているところでございます。

二つ目の水素モデル街区の整備については、都心部に水素エネルギーを活用した街区として、バスやトラックなどの大型車にも対応した定置式水素ステーションの整備や純水素型燃料電池のほか、先進的取組を複合的に導入した集客交流施設を公募して整備していくといった計画になっております。

実績としては、水素ステーションの竣工、集客交流施設のプロポーザルを実施することができたところでございます。

三つ目、北大北キャンパスについては、太陽光発電設備・蓄電池導入によるBCP機能を備えたカーボンフリーなエネルギーシステムの構築、北海道大学の構内循環EVバスの導入といったものが主な計画です。

実績としては、太陽光発電設備の設置や照明のLED化に向けた準備等の実施が進んでいるところです。

最後に、四つ目の公共施設群の取組ですが、ZEB化、民間活力の導入など、様々な手法による太陽光発電設備の設置、再エネ100%電力の導入、下水熱を利用した市有施設へのロードヒーティングの導入といった計画になっています。

実績としては、本年、中央区役所複合庁舎が竣工していきまして、ZEB Readyの認証を受けることができたところでございます。また、中央区複合庁舎敷地内及び歩道で下水熱のロードヒーティングの供用開始を実施することができたところでもございます。

説明は、以上でございます。

○山中会長 ただいまの説明について、ご質問やご意見はございませんか。

○有坂委員 有坂です。

一つ教えていただきたいのですが、表1の実績のところに、円山動物園のカバ・ライオン館に太陽光発電設備が設置されたということですが、動物園の中で再生可能エネルギーを使った施設ですというお知らせなどは何かされているのか、もしご存じでしたら教えていただきたいと思います。

○事務局（樺山環境エネルギー課長） 環境エネルギー課長の樺山でございます。

ただいまのご質問ですが、今回取り付けたカバ・ライオン館自体では、特別な表示はまだしていないのですが、動物園全体として、市民向け、子ども向けの看板などを設置して、こういう再エネ設備がついていますということはお知らせしております。

○有坂委員 今の質問の意図は、円山動物園は、自然環境や再エネに関心がなくても人が訪れる場所ですから、なるべくいろいろな人に札幌市の取組や脱炭素の重要性などを伝える場所として最適かと思っておりますので、分かりやすく、連携してやられるとよりよいのかなと思った次第です。

○山中会長 ほかにはありませんか。

私からですが、札幌市は、北海道の電力の約3分の1を使っている大消費地です。そういう中で、札幌市がリードしていろいろな事業を進めるというのは、とてもいいことだと思います。

特に、再生可能エネルギー、電力に至っては、去年もその前の年も40%を超えました。再生可能エネルギーをもっと普及させるためには、いろいろな施策が必要で、例えば、水素なども、次の時代を考えるともう入れなければいけないので、それを札幌市でやるというのは非常にいいことだと思います。

一方で、実績を見ると、数という意味では、まだまだ伸び始めたところかと思うので、ぜひ令和9年度に向けて粛々と進めていってほしいと思います。

意見です。

ほかはいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○山中会長 報告事項ということで、次もありますので、またお気づきの点があれば、この会の最後あたりにでもご意見をいただければいいと思います。

次の議題に行きたいと思います。

詳細は報告があると思いますが、4回の部会を行ってきて、その中で十分に議論はされたと思いますが、今回、より広い立場からご意見をいただきたいと思います。

それでは、（2）番目の議題である札幌市気候変動対策行動計画改定計画（素案）について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（飯岡環境政策課長） ご説明いたします。

まず、今後のスケジュールと書いた別紙1の資料をご覧ください。

こちらが第13次札幌市環境審議会のスケジュールについてということで記載させていただいております。

本日、9月3日の第2回の環境審議会において、素案について審議させていただきます。

そして、今後、今回の議事を踏まえまして素案を修正した後、札幌市役所の中の庁内会議に諮る予定になっています。この庁内会議の中間報告の位置づけで、次回の会議を10月14日から21日頃にできないかという想定をしております、これらを踏まえて、12月頃に札幌市議会へ報告するスケジュールを考えているところでございます。

今後のスケジュールについては以上でございます。

続きまして、資料2をご覧ください。

ここからは、札幌市気候変動対策行動計画の見直しに係る検討経過についてご説明を差し上げます。

およそ1年前になりますが、昨年11月5日に実施した前回の審議会以降の気候変動対策行動計画の見直しに向けての経過でございます。

まず、昨年11月5日の本審議会におきましては、議題及び報告事項にありますとおり、札幌市気候変動対策行動計画の進行管理についてと札幌市環境審議会気候変動対策行動計画検討部会を設置することについてお諮りさせていただきました。

次に、部会の検討状況ですが、第1回部会を本年1月22日に開催しまして、札幌市環境審議会気候変動対策行動計画検討部会の役割について、そして、札幌市気候変動対策行動計画の進行管理について、そして、第1章から第5章（案）ということで、概要版について協議をしてまいりました。

続いて、第2回を5月9日に開催しまして、気候市民会議さっぽろ2025の開催結果について、第6章から第7章（案）の概要版について、ご報告と協議をしてまいりました。

なお、気候市民会議さっぽろ2025について少しご説明を差し上げますが、気候変動対策について市民の皆様からご提案をいただくため、住民基本台帳情報から16歳以上の市民の方3,000人を無作為で抽出しまして、お申込みいただいた方から年齢構成や性別を考慮して札幌市の縮図となるような計40名を選ばせていただき、合計3回にわたって省エネと移動の脱炭素化をメインとしたワークショップを行いながらご提言をいただいたものでございます。

また、資料に戻りまして、第3回の部会を6月19日に開催しまして、行動分野における施策・取組への反映検討についてと、行動計画の第6章から第7章について協議してまいりました。

最後に、第4回の部会を7月24日に開催し、改定計画の素案について、トータルの最終的な協議を進めてまいりました。

各回で配付しました資料については、恐縮でございますが、配付資料としてリンク先を提示させていただいておりますので、そちらをご参考ください。

続いて、資料3でございます。

こちらは、それぞれの部会における委員の意見に対する検討状況の一覧についてまとめたものでございます。

まずは、部会の委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中、ご出席賜りまして、議論、貴重なご意見を多数いただいたことに対し、改めてお礼を申し上げます。

全59項目の多数のご意見がありました。いただいたご意見に対しては、基本、素案に盛り込むことで対応させていただきました。

今日の審議会の中ではご意見を一つ一つ読み上げることは省略させていただきたいと思いますが、このような形で盛り込みながら進めてまいりましたというご報告でございます。

検討経過については以上でございます。

○山中会長 今の事務局からの説明内容について、ご質問、ご意見はありませんか。

○上野委員 北海道大学の上野です。

経過のところで単純な質問を一つです。

この後、概要の説明もあろうかと思うのですが、章立てとして第9章までであるかと思うのですけれども、その中で、今の部会での検討は第7章までのように思えてしまったのですけれども、第8章、第9章に関しては、それに向けたまとめのところだからなのか、補足的に説明をいただければと思いました。よろしくお願いします。

○事務局（飯岡環境政策課長） 最後、7月24日の第4回のところで、第8章、第9章についても、その中に盛り込んでご審議いただいています。全体を通してご説明して、ご審議いただいたという形になっています。

○上野委員 分かりました。ありがとうございます。

○山中会長 ほかにいかがでしょうか。

私から、先ほどの気候市民会議さっぽろ2025についてのお話は、今回の資料でコラムという形で入ってくるということをご紹介していただければいいと思います。

活発な議論をされましたが、実は、今回の素案のコラムや細かい点についてはまだ入っていなかったということもありますし、最後のほうは、この会で最終的な素案をまとめるということがあったので、部会では、この案を見てから同じものが出ているというわけではなくて、その間に第4回の部会で意見があったものに従って、ある程度、事務局のほうで対応させていただいた、それが参考資料の説明が長くなるということで割愛しましたが、資料2に出ているということになります。

事務局、それで問題ないですか。

○事務局（飯岡環境政策課長） はい。

○山中会長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○山中会長 それでは、今回、一番重要なのは素案なので、そちらの話に行きたいと思います。

引き続き、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局（飯岡環境政策課長） 資料４、資料５の札幌市気候変動対策行動計画の改定版でございます。

資料５で素案の本体をお配りしているところでございますが、ページ数が大変多いので、資料４の概要版を用いながらご説明を差し上げます。

また、本資料におきましては、本日の審議会のご意見を踏まえて、また、今後の市役所内の庁内会議を経て内容を精査していくので、今後、修正や変更があり得ることをあらかじめご承知おきいただければと存じます。

それでは、資料４の概要版を用いてご説明いたします。

まず、１ページ目でございます。

こちらは、計画の全体像を章立てで記載させていただいています。

第１章は、計画の位置づけと目的、そして、第２章は、気候変動の現状と動向、第３章は、本市の地域特性、第４章は、気候変動対策に関する本市の取組経過を記載しております。第５章でございますが、２０５０年の目標とあるべき姿、第６章と第７章は、緩和策として、２０３０年の目標と達成に向けた取組について、市民・事業者の取組と市役所としての取組をまとめたものでございます。第８章は、適応策として、気候変動の影響への適応策、最後に、第９章は、進行管理を記載しているところでございます。詳しくは、次の２ページ目以降でご説明差し上げます。

２ページ目をご覧ください。

まず、左側の第１章、計画の位置づけと目的についてでございます。

現在の計画というのは、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画及び気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画として、２０２１年３月に策定したものでございます。策定から５年が経過して、国の気候変動対策やエネルギー施策の動きといったものを踏まえて、今回、見直しを行うものであります。

あわせて、水素ステーションの導入やＦＣＶの普及促進等を目的として策定した札幌市燃料電池自動車普及促進計画を統合するものとしているものでございます。

次に、中段以降になります。第２章から第４章です。気候変動対策に係る国内外及び本市の動向についてでございます。

皆様方に対しては言わずもがなの部分がございますが、最近の動きとしましては、（１）として、ＩＰＣＣの１．５℃特別報告書、（２）として、ＩＰＣＣの第６次評価報告書が公表されました。

そして、（３）として、エネルギー基本計画と地球温暖化対策計画の改定が２０２５年２月に行われ、中でも地球温暖化対策計画では、２０１３年度比で、２０３０年目標として４６％、２０３５年度目標として６０％、２０４０年度目標として７３％の温室効果ガス排出量の削減が掲げられたところでございます。

次に、（４）として、先ほど資料１でもご説明いたしましたが、札幌市は脱炭素先行地域に選定されていることを記載させていただいています。

次に、（５）として、GXの推進と北海道札幌におけるGX金融資産運用特区の指定についてでございます。北海道札幌市は、２０２４年６月にGX金融資産運用特区に指定され、さらには、水素エネルギー活用 of 取組等を進めているところでございます。

最後に、（６）として、排出量取引制度の詳細設計に向けた検討が２０２５年７月に国のほうで開始されたところで、今後、成長志向型カーボンプライシングの一環として、排出量取引制度が２０２６年度に始まる予定となっているところでございます。

外部環境は以上でございます。

次に、第４章の現行計画の進捗についてでございます。

右側をご覧ください。

２０２２年度速報値ベースであります。１，０２２万トンのCO₂になりました。２０１６年度比で１４％、１７２万トンの減となっているところです。ここから現計画の目標を達成するためには、２０２２年度比でさらに４７％の削減が必要になっているところでございます。

次に、施策別の削減量及び成果指標の達成状況でございます。

２０１７年度から２０３０年度までの１４年間について、すなわち、ちょうど６年が経過したところでございますが、目標削減量については、表４－１にありますとおり、再エネによる温室効果ガスの削減が比較的順調に進んでいる一方で、省エネ、移動、資源による削減に遅れが見られる状況になっています。

なお、この再エネによる温室効果ガス排出量は、順調に推移している数値にはなっておりますが、この中には、分散電源やLNG火力発電所への転換による削減量も含まれている一方で、成果指標の一つであります市内の電力消費量に占める再生可能エネルギーの割合の進捗にも遅れが見られておりますので、再生可能エネルギーの導入拡大に当たっても、さらなる取組の強化が必要になっていると認識しているところでございます。

表４－１をご覧ください。

旧計画における施策別の削減量の達成状況（市民・事業者編）についてですが、合計では、2030年度の目標達成量656万トンに対して、2017年度から2022年度までの削減量は171.8万トンとなっているところでございます。

次に、表4-2、旧計画における成果指標の達成状況（市民・事業者編）でございます。

省エネ、再エネなど、各項目について、左から2列目に成果指標を掲げておりますが、例えば、省エネの中で、ZEH相当以上の省エネ性能を持つ新築住宅の割合においては、2030年目標が、戸建て、集合住宅、共に80%のところ、2022年度時点では、戸建ては87%、集合住宅としては6%といった状況になっております。

ほかにも、主なものとして、電気、ガスをエネルギー源とする暖房機器の割合は、2030年度の目標80%に対して、2022年度は41%である一方で、同じく、給湯機器の割合は、目標73%に対して、64%となっている状況で、比較ですが、給湯機器のほうが熱源転換の進捗はよい状況にあると言えます。

次に、LED照明の目標は100%に対して、現状は51%となっているところでございます。

続いて、3ページ目の左側をご覧ください。

旧計画の進捗状況を前提とした2030年目標の達成見通しでございます。

旧計画の進捗を踏まえて、2030年度の将来値をトレンド推計してどのような形になっていくのかということ算出したものでございます。表3にありますとおり、2017年度から2030年度までの削減量の将来推計値は539万トンと算出されまして、旧計画の目標であります656万トンと比べて118万トンの削減量が不足する見込みとなっております。

そこで、今後の方向性ですが、再生可能エネルギーの導入拡大において一定の成果が見られる一方で、省エネ対策における温室効果ガス排出量が伸び悩んでいる状況を踏まえて、今後は、改めて施策ごとの削減ポテンシャルを精査しながら脱炭素先行地域づくり事業なども活用する中で、目標達成に向けた取組を一層加速させていく必要があると記載させていただいております。

次に、下段の市役所としての進捗状況についてでございます。

2022年度の速報値は、65.4万トンとなって、2016年度比で17%の減となっております。ここから現計画の目標を達成するためには、2022年度比で55%の削減が必要になってくるという数値が出てきます。

表4-4をご覧ください。

施策別の削減量及び成果指標の達成状況についてですが、再エネ、移動による温室効果ガスの削減が比較的順調に進んでいる一方で、省エネと資源による削減に遅れが見られている状況でございます。

また、成果指標については、右側の表４－５をご覧くださいなのですが、ZEB相当以上の省エネ性能を持つ新築・改築建築物の割合については、比較的順調に進んでいる一方で、ほかの成果指標については、遅れが見られているというような状況になっています。

そこで、今後の方向性としましては、脱炭素先行地域の取組の一つとして、2030年までに公共施設群の電力消費に係るCO₂排出量ゼロとするため、市有施設のZEB化、LED化、太陽光発電設備の導入の取組を着実に進めていく考えを持っているところでございます。

続いて、４ページ目をご覧ください。

第５章、2050年目標と本市のあるべき姿というものを記載しております。

2050年目標は、ゼロカーボンです。

取組の方向性としましては、これまで同様、第一に無駄なエネルギー消費量を減らして効率よく使うエネルギーの有効利用を図ること、その上で、必要なエネルギーは、身近に広く存在する再エネへの転換を図っていくということを基本としているところでございます。

また、取組推進の視点についてでございますが、幾つか記載させていただいています。

（１）環境・経済・社会の統合的向上としまして、ウェルビーイングにつながる持続可能な社会に向けて気候変動対策等を地域活性化やSDGs達成につなげるため、全ての主体による連携・協働の取組を推進していきたいと考えています。

次に、（２）全ての主体の意識の変革、行動変容、連携の強化としまして、気候危機は将来世代にも関わるため、全ての主体の連携が不可欠でございます。対話や環境教育等を通じてライフスタイル全体の温室効果ガス排出量など、分かりやすい情報を提供するとともに、気候変動対策における人材育成や市民参加の機会を創出することで各主体における意識の変化、行動変容につなげていくことを盛り込んでいるところでございます。

次に、（３）研究開発の強化と優れた脱炭素技術の普及等による他地域の温室効果ガス削減への貢献としまして、脱炭素社会の実現については、新技術の創出と既存技術の社会実装が不可欠でございます。脱炭素先行地域やGX金融・資産運用特区の枠組みを活用し、脱炭素と経済成長の両立を目指してまいりたいと考えています。

（４）社会システム変革への適応としまして、排出量取引制度を核とする成長志向型カーボンプライシングでの早期のGX投資を評価するとして、脱炭素化の経済的負担回避への戦略的対応が必要であると考えているところでございます。

最後に、（５）２０５０年を見据えた対策としまして、省エネ・再エネ化を推進し、脱炭素に資する都市・地域づくりについて、総合的、計画的に取り組んでいきますと書かせていただいております。

続きまして、同じページの右側の表です。

こちらは、２０３０年目標達成に向けた施策と市民・事業者・札幌市に期待される主な役割・取組の視点をまとめたものになっております。

なお、赤字で「気候市民会議」と書いてあるものは、先ほどもご説明した今年２月から３月にかけて実施した気候市民会議で市民の皆様方からいただいたご意見のところに表記しているものでございますので、ご参考としてください。中については、細かいので、ご説明は省略させていただきます。

続きまして、資料の５ページ目をご覧ください。

第６章、２０３０年、２０３５年及び２０４０年の目標と達成に向けた取組（市民・事業者編）でございます。

２０３０年の温室効果ガス排出目標を据え置くことを決めさせていただくとともに、２０５０年のゼロカーボン都市実現に向けたマイルストーンとして、ＩＰＣＣの第６次統合報告書における削減目標に基づきながら、２０３５年及び２０４０年の削減目標を設定させていただいております。

具体的な温室効果ガス削減目標は、２０３０年は、２０１３年度比５９％ということでは維持、２０３５年は、同じく２０１３年度比で６６％の削減、２０４０年は７４％の削減とさせていただいております。

次に、中段の第７章、２０３０年、２０３５年及び２０４０年の目標と達成に向けた取組（市役所編）でございます。

市役所編については、市民・事業者編の目標達成と同様に考え方を採用しつつも、率先取組の観点から、市民・事業者編よりも高い目標を設定し、２０１３年度比で、２０３０年は６３％削減、２０３５年は７０％、２０４０年は７８％の削減を目標としていきたいと考えているところでございます。

２０３０年の目標達成に向けた施策と市民・事業者・札幌市に期待される主な役割、取組の視点としましては、現行計画で掲げる役割や取組について、脱炭素先行地域に係る取組を盛り込むことで取組の強化を図っていくと考えていること、加えて、これまでの審議会の部会での協議の内容や気候市民会議さっぽろ２０２５の意

見等の提案を踏まえまして、その他の取組の追加、見直しを図っているところでございます。

旧計画では、策定当初の最新の数値が2016年ということでしたので、今まで2016年度比で語ってきたところであったのですが、国やほかの自治体では2013年度比で語ることが主流になっておりますので、国や他の自治体との比較がしやすいように、2013年度比で削減率を語っていきたいと考えておりますことをご承知おきください。

右側の表ですが、施策ごとの2030年目標を2013年度比で再整理したものとなっています。①のとおり、2030年の目標を達成するために必要な削減量は、2013年度比で767万トンが必要であるという計算になります。

②ですが、小売電気自動車の電力の排出係数も年を追うごとに改善されてきていることもございますので、こちらのトレンドでも、2030年の算出をいたしまして、削減量としては、224万トンと推計させていただいております。

結果として、本市の取組により達成すべき削減量は、①引く②の543万トンと算出されます。そして、この削減量について、市民・事業者・市役所の事務事業における対策の削減量を表しているものがこの表のつくりでございます。

続きまして、6ページ目をご覧ください。

先ほど3ページ目でご説明しましたとおり、トレンド推計で算出する2030年の削減量では、118万トンが不足する計算になっていることをお伝えいたしました。この不足分の対策としてまとめたものが左側の表となっているものです。

国としても、温室効果ガス排出に向けた様々な分野の法規制などを評価しております。例えば、建築物省エネ法の改正、新築建築物の省エネ性能の向上、蛍光灯の製造・輸出入の禁止といった市民・事業者の皆様方が取り組んでいく部分に対するもの、札幌市の脱炭素先行地域の取組、このあたりを目標達成に向けて進めていくということをCO₂の量として算定したものがこの表になっておりまして、トータル118万トン、先ほど申し上げた不足分をこれで穴埋めしていくというような形で記載させていただいているものでございます。詳しい中身のほうは、省略させていただきます。

次に、右側の表をご覧ください。

省エネなどの項目ごとに主な取組と成果をまとめております。

なお、表記ですが、見直し前の計画との関係で、新しく盛り込んでいるものについては「新規」、見直し前の計画よりも強化していく取組については「強化」と書かせていただいております。新規の中には、一部、既にスタートしているものもございますので、その点はご了承ください。

まず、省エネについてでございますが、Z E Hの推進、Z E Bの推進としましては、暖房や給湯の機器については、一酸化炭素排出の多い灯油から電気、ガスへの熱源転換、高効率の機器の導入を促進していきます。

次に、札幌都心E！まち開発推進制度では、事業者との事前協議を通じて、建築物の省エネ化、エネルギー化の面的利用を推進してまいります。

省エネ設備、省エネに資する建築物または再生可能エネルギー設備を導入する事業者に対しては、融資制度を設けながら支援をしてまいります。

そして、指標のところですが、Z E H、Z E Bの水準を持つ新築住宅、建築物の割合については、継続して、2030年も80%とさせていただいているところでございます。

次に、再エネについてでございます。

ブルー色のところですが、建築物等への再エネ導入の推進、地域への再エネ導入を推進していきますということで、太陽光発電、そして、蓄電設備の設置を要件とした札幌版次世代住宅基準を適用する住宅の認定、建設費の補助の実施、太陽光や蓄電池の補助、事業者への導入を促進してまいりたいと考えているところです。

再エネ由来の電力供給量を増やしていくために、道内の風力や太陽光など、他の自治体との連携づくりについても進めてまいりたいと考えています。

指標でございますが、市内の電力消費量に占める再エネの割合としては、50%というところを維持してまいりたいと考えています。

次に、移動についてです。

こちらは、ゼロエミッション自動車の普及促進、公共交通機関の利用促進についてです。

E V、V 2 Hの充電設備、F C Vの導入補助、水素ステーションの整備への事業者への補助、公用車に対するE VやF C Vの活用の普及促進を図ってまいりたいと考えています。

地下鉄への再エネ電力の導入によって、二酸化炭素排出量を削減してまいります。

バス・トラックの商用車を主眼に置いた水素車両の導入促進に向けた支援を実施してまいります。

指標についてですが、2030年度の次世代自動車の割合を50%としております。

自動車については、E Vの車種が少ないなど、どうしても導入に広がりを持っていくには、今はまだなかなか難しいというところもあるということで、一部修正しているところがございます。

次に、資源についてでございますが、省資源・資源循環の推進、森林等の保全・創出・活用の推進でございます。

現在、分別収集している容器包装プラスチックに加えまして、温室効果ガス排出量の削減に向けたプラスチックごみのさらなるリサイクルの検討を行ってまいります。

次に、リユース事業を運営する民間事業者との連携で、市内のリユース活動を促進していきます。

次に、森林の維持ということで、手入れがされていない森林については、間伐等を促進してまいります。

指標でございますが、市内のごみ焼却量について、2030年度の39.2万トンを持続してまいりたいと考えております。

最後に、行動についてです。

ライフスタイルの変革や技術革新についてでございますが、気候変動対策を意識した行動をリードする人、広げる人を増やす取組として、ワークショップや出前講座といった対話や教育の機会を創出してまいります。この機会を若い世代をはじめとする幅広い世代に提供することで、気候変動対策を意識した行動をリードする人材を育成してまいります。

脱炭素社会の実現に向けた取組を市内で行う事業者向けの相談や問合せの窓口も設置してまいります。

続いて、7ページ目をご覧ください。

市役所の取組についてでございます。

上から、主なものについて説明します。

省エネについてですが、市有建築物の改修や新築時におけるZEB化のほか、照明のLED化、電気やガスの省エネ機器への転換を図っていくこと、エネルギー効率や快適性といった目標の達成を確認するコミッショニングの手法を活用していくということです。

指標でございますが、ZEBの水準の省エネ性能を持つ新築住宅の割合を80%としているところでございます。

次に、再エネについてですが、民間事業者の活用等も含めた様々な手法による太陽光発電の導入のほか、清掃工場の建て替えに伴う高効率なエネルギー回収システムの導入によるごみ焼却エネルギーのさらなる活用、再エネ100%電力の活用による市有施設での再エネ100%電力の導入を推進してまいります。

指標ですが、市有施設の電力消費量に占める再エネの割合については、2030年で100%を目標としてまいります。

次に、移動についてですが、公用車の次世代自動車への転換、地下鉄での再エネ電力の導入は、先ほどご説明したとおりです。

指標は、公用車に占める次世代自動車の割合を2030年も63%として維持してまいります。

次に、資源についてです。

プラスチックごみのさらなるリサイクルの検討、森林環境譲与税というものが数年前に設立されましたが、こちらを活用した公共施設への道産木材の導入の検討も行ってまいります。

指標ですが、市内のごみ焼却量について、39.2万トンを目指します。

最後に、行動ですが、職員の省エネ行動を引き続き実施してまいりたいと書かせていただいております。

次に、右側の第8章の適応策についてです。

こちらについては、国が行っている影響評価を参考にしながら、札幌市に関係があると思われる6分野を選定しております。

まず、自然災害ですが、雨水拡充管の整備やくぼ地の整備など、浸水被害の発生しやすいエリアへの対応を計画的に進めるなど、対応を進めてまいります。

産業・経済活動・都市生活においては、災害対策用の電源としても活用できるような太陽光発電の普及といったものを、学校等を中心としながら設備を設置してまいります。

健康面においては、近年、熱中症の危険度が高まっているところでございますので、今も行っていますが、注意喚起のほか、クーリングシェルの指定、供用も進めてまいりたいと考えています。

水環境・水資源、自然生態系、農業について、それぞれご覧のとおりでございます。

適応策の指標についてですが、浸水被害の発生しやすいエリアへの対応ということで、2024年度の6か所から、2030年には26か所に増やしていきたいと考えております。

市有施設への自家消費型太陽光発電設備の設置数を、2022年度の211か所から、2030年には527か所としてまいりたいと考えています。

続きまして、8ページ目でございます。

こちらは、第9章の進行管理についてで、今と変わりませんが、本日も開催させていただいている環境審議会にも情報を提供しながらご意見をいただくことで、PDCAサイクルの進行管理を行ってまいりたいと考えているところです。

見直しについても、おおむね5年をめぐりに計画の見直しの必要性を検討してまいりたいと考えているところです。

最後に、9ページ目は、今、口頭でご説明してきたところ、変わったところをまとめた資料でございますので、ご参考としていただければと存じます。

長くなりましたが、説明については以上でございます。

○山中会長 今、事務局から概要を説明していただきましたが、本編も併せてご意見、ご質問をお願いいたしたいと思います。

○木藤委員 木藤と申します。

最後の第8章の気候変動への影響の適応策についてです。

本編の79ページに、産業・経済活動・都市生活の分野で、本市で起こり得る影響として、大雨や強い台風などによる停電の発生が挙げられて、停電発生時の電源確保などの取組が記載されています。

そこで、自然災害分野にも関係しますが、主な取組の中に無電柱化の推進を加えてはどうかという意見です。

現に、札幌市では、札幌市無電柱化の推進に関する計画というものがあります。無電柱化は、防災性の向上や安全性、快適性の確保、良好な景観形成などの観点から実施してきたけれども、近年は、災害の激甚化や頻発化等により、その必要性が高まっているということで、特に、近年の台風や豪雨等の災害では、樹木や飛来物起因の電柱倒壊による停電並びに通信障害は長期間に及ぶケースも報告され、電力や通信の基盤整備強化を求められていることから、札幌市においてもこうした無電柱化推進の計画を策定し、無電柱化の推進を図っているということです。

このように、無電柱化は、平時の安全で快適な通行空間に資するだけでなく、災害時の安全な避難経路や緊急車両の通行空間の確保につながり、災害被害の低減や復旧、復興の迅速化にも寄与します。

私が調べた範囲でも、適応策として無電柱化の推進を挙げ、取り組んでいる自治体もありました。また、関連計画との連携も3ページ目に掲げられていますけれども、無電柱化の推進というものは効果的な対策だと思いますので、述べさせていただきました。

○事務局（飯岡環境政策課長） 無電柱化は、まちなかを中心に景観を主な目的としてやっている部分があるかと思いますが、確かに、木藤委員のおっしゃるとおり、無電柱化による災害時における停電対策などに資する部分も一部としてはあるのかもしれませんが、根元のところで停電してしまったら無電柱化も意味をなさないところもあるかもしれませんが、建設局の状況も踏まえて、参考とさせていただきながら検討してまいりたいと思っております。

○木藤委員 ありがとうございました。

○山中会長 ほかにはどうでしょうか。

○桜井委員 札幌管区気象台の桜井と申します。

今回、第2章や第3章の気候や気象の前段のところはあまり議論にならないと思うのですが、前回の報告書から幾つか図を差し替えたりなどしている中で、変なところもあるのかなと思いますので、意図を確認したいと思います。

ただ、そのあたりは細かい点になりますので、もしよろしければ、後日、こちら辺を変えたらいいのではないかとということをお送りさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○事務局（飯岡環境政策課長） 私どもで不勉強なところがあったかもしれませんが、ぜひともチェックしていただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山中会長 こういうものはサイエンスベースで議論しないといけないので、このあたりの図が適切かどうかということは、とても重要です。ぜひ桜井委員と事務局で検討してください。

とはいうものの、ここの図が一つ変わったからといって全体が変わるわけではないので、ここの審議会にかける必要はなく、後で報告してもらえばいいことだと思います。

ほかに意見はありませんか。

○有坂委員 3点あります。

資料4の4ページに、2050年のあるべき姿として、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPPORO』」とありまして、この「心豊かにいつまでも安心して暮らせる」は非常によいと思うのですが、一つ質問があります。

気候変動対策は、大きく分けて緩和策と適応策の二つがあるかと思うのですが、今回の行動計画を見てみると、緩和策の脱炭素に力を入れていることが読み取れます。脱炭素をしていくに当たって、様々な設備を導入する、移動を変えていくというような、いわゆる技術を使っていくことがかなりの部分を占めています。

私は、気候市民会議さっぽろ2020の主催者側でもあったので、札幌市で2025が開催されたことは非常にうれしく思っているところです。2025の報告書をざっと見せていただいたのですが、その中で、エネルギー貧困について議論された様子があまりなかったという印象を持っております。

特に、気候変動対策でこういった対応を取るのかというときに、特に技術を導入するに当たってこういった視点が重要か、様々な研究がなされているところです。

単純に炭素を削減するというだけではなくて、E L S I といって、倫理的、法的、社会的課題といった点においても目を向けていかなければならないということが言われております。そういった意味でも、エネルギー貧困や社会的な課題との連動は非常に重要な点かなと考えております。

行動計画の素案を見ると、人権という言葉が一度だけ出てきます。1 回だけというのは、安心して暮らせるかという点においては疑問が湧いてきます。ですから、もう少しそういった面にも配慮できるような形にできないかなということがあります。

資料4の7ページ目に「熱中症の危険度が高まる場合に」という文言が入っております。エネルギー貧困の話は、札幌、北海道だと冬のイメージを持っていたのですけれども、今年の夏は北海道でも40度に迫るような場所もあり、観測史上最高気温になったということで、冬だけではなくて夏もエアコンを使っていかなければいけない状況になっています。経済的に困窮している方たちが暑さや寒さを我慢して健康を害してしまうということが出てきています。札幌でも非常に重要な問題だと思いますので、エネルギー貧困にどのように対応していくのかというところはぜひ盛り込んでいただきたいということが1点です。

もし何か私が見落としているところがあれば、どのように考えておられるかということをもっとお聞きしたいと思います。

○山中会長 まず一つ目ということで、事務局から有坂委員の質問に対してお答えください。

○事務局（飯岡環境政策課長） お答えいたします。

エネルギー貧困と直結しているか、気候正義などという観点で部会ではいろいろと意見が出ました。

そういうことも踏まえて、本書の42ページ目に、環境・経済・社会の統合的向上ということで、ウェルビーイング、質の高い生活につながるといったお話や、SDGsの達成にもつながるような取組がこの気候の中では大切なポイントですということは盛り込ませていただいております。

有坂委員の言うとおり、直球で答えているような形ではないと思いますが、一応、私どもとしては、そういう形でこの中に入っていると認識しております。

○有坂委員 ここも見せていただいているのですけれども、ほかの対策に比べて、本当にやってくれるだろうかという心配が残るというか、ここだけだとやはり心もとないですし、エネルギー貧困対策というところにはあまり目を向けられていないのではないかなというふうに見えてしまいます。

ですから、そういった面にも配慮して進めていくということをもう少し出していかれるといいと思っています。

○事務局（樺山環境エネルギー課長） エネルギー貧困に関しましては、特にヨーロッパでは、人権も含めてかなり議論されて、いろいろな取組をされているというのが実態かと思います。一方で、日本、特に札幌の場合は、冬が長くて、やはり灯油や暖房というところで生活に直結する問題かと思っています。

今回、その点についてはまだあまり踏み込んで述べられていないのですが、社会システム改革のところでカーボンプライシングのことを述べているかと思っています。

今、ここを国で検討されていまして、2026年度に排出量取引本格稼働、そして、2028年度には、いよいよ化石燃料賦課金という形で、炭素を使うことで生活に直結する費用がかかってくるといった議論がされて、今、制度設計がされていますので、多分、その辺が見えてきて、いよいよ生活にどれぐらいの費用的なインパクトがあるかということについて、かなり具体的な議論になると思っています。

それらがまだ見えないので、精いっぱい書いてみて、4ページ目にこのカーボンプライシングのことをキーワードとして入れてみたというのが現状で、この先、もう少しインパクトというところが社会的議論になったら、やはり、そこに特化して、札幌市としてどういうバランスで脱炭素をやっていくかという議論ができると考えています。

○有坂委員 今のご説明のような感じのことを書いていただけると、少し理解ができるかなと思いました。

○事務局（樺山環境エネルギー課長） もう少し、これを札幌や地域に落とし込んだ表現を同時進行で……

○有坂委員 エネルギー貧困は、ヨーロッパではもう既に議論になっていると思うのですが、最近の猛暑の中で報道でも取り上げられているように注目すべきテーマになってきていますので、もう遅いということはないですし、まだこれからということではないと思います。今おっしゃっていただいたような形でもいいので、もう少し表現として入れていただけると、札幌は政令指定都市でもありますから、そういった部分でも牽引していただけるようなポジティブな印象にもなると思います。ぜひ検討していただければと思います。

○事務局（樺山環境エネルギー課長） その表現の方法について、もう少し検討してみたいと思います。

○有坂委員 それから、カーボンプライシングという言葉が出まして、そこに関わっているかと思いますが、気候変動が世界共通の課題であることは言うまでもありません。国際連携、国際協力、世界の一員という部分を対策の中に入れていただきたいのですが、どういうふうに表示したらいいのか、資料4の6ページ目のライフスタイルの変革の対話や教育の機会を創出しますという部分に近いのかもしれないですが.....

○山中会長 今のお話は有坂委員のつぶやきとしてしか残らないので、適切にお願いします。

○有坂委員 2023年にG7の気候・エネルギー・環境大臣会合が札幌市で開催されましたが、その際に、私は、C7という市民社会グループでG7に対して公式に意見を述べるグループの一員として関わってきた経緯があります。そのC7サミットの中で、様々な世界の問題があるけれども、そこに通底しているテーマとして気候変動がある、紛争にしても、食料危機にしても、いろいろな問題にしても、気候変動と関わりがあると。気候変動がいろいろな問題の原因になっているということを、もう少し表現できるといいかなと思ったのです。気候変動対策という、それこそ脱炭素にすごく力を入れて書かれているのですが、それをするによって、実は、様々な課題が解決に向かうということをごどこかに書けないかと思ったということです。

○山中会長 意図は分かるのですが、もう少しまとめたものを後で事務局に送ってください。

○有坂委員 そこに関わるのですけれども、三つ目の一番重要なところですよ。

様々なところに関わると言いましたが、生物多様性保全との関わりをもう少し書いていただけないかと思いました。

緩和策として脱炭素ということが強めに書かれているのですけれども、森林や自然環境を保全することによって、吸収量を増やしていくということも緩和策としてあります。その部分の記述がほぼ見られません。生物多様性との関わり、自然環境の保全と気候変動の関わりは両輪ですが、見えにくいと思います。気候変動対策をするということが生物多様性保全につながる、生物多様性保全をすることが気候変動対策につながるということを双方でもう少し打ち出していてもいいのではないかと考えているのですが、そのあたりはどのように考えられているか、お伺いしたいと思います。

○事務局（飯岡環境政策課長） お答えいたします。

今、有坂委員からお話もあったとおり、適応策のところ、一応、生物多様性については触れているところですが、これでは少ないのではないかというお話でした。

どうしても、緩和策が中心となる計画になっているところもあって、適応策が薄手になっているご指摘は確かかもしれません。

生物多様性についても、環境省でも一つの大きな柱で、それは脱炭素化にもつながるという話は言われているところではあります。どのような形になるかということ、さすがに指標というところまでは難しいかもしれませんが、このあたりのところを含めて盛り込むことができるのかどうか、少し検討させていただきたいと思います。

○有坂委員 今、適応策とおっしゃいましたが、緩和策としてもっと重視していただきたいということです。

○事務局（飯岡環境政策課長） 緩和策にどのように盛り込んでいくか、少しまだイメージがつかないところもありますので、勉強させてください。

○事務局（坂井気候変動対策担当係長） 気候変動対策担当係長の坂井です。
補足させてください。

有坂委員がおっしゃっていたのは、緩和策の資源の中で、森林などの記載は、当然、今、入っているというところではございますけれども、生態系に関する記述とのつながりはどうなのかというご指摘と認識しました。

そのつながりは、今、なかなかこの文章から読み取りづらいところであるかと思います。一方で、適応策でそういうワードは出てくるということが、今、飯岡からご説明させていただいたところです。

生物多様性については、我々環境局の所管の中でもビジョンを持っておりまして、そことの関係が分かるような記述が筋道になるかと思うので、そのあたりは別途検討させていただく形になるかと思います。

○山中会長 関連して、私も思ったのですが、ここには直接的に書けないとしても、皆さんも実感があるのは、今年の猛暑、あるいは、世界的な温暖化の傾向によって農作物が高騰したということが一つ温暖化の影響だと思っています。だから、こういう適応策の中でも、やはり自給率を上げる、あるいは、消費にも跳ね返ってくる、経済的に価格にも跳ね返ってくるということは、どこかに記載しておいたほうがいいかと思いました。

具体的な適応策なのか、それとも、背景に入れるのかは(事務局に)お任せしますが、皆さん、単純に温度が高いというだけではなくて、これがエネルギーの価格、あるいは、農作物、食料の価格に跳ね返ってくるということも実際に身にしみてい

る状況ですので、エネルギー貧困と同じぐらいにそういう問題もあるということをごどこかで書いたほうがいいかと思いました。

もう一点は、対話や人権のところですよ。

これは、部会でも出たと思いますが、気候変動の対策をする際には、社会的弱者、脆弱な人、あるいは、ジェンダーエクイティー、世代間公平性などに留意しながら、尊重しながら、そういうことを進めなければいけないとパリ協定の前文で言っていますので、そういうところで、やはり対話や人権というところをもう少し強めたほうがいいだろうと思いました。

部会のときに言えばよかったですけども、やはりもう少し強くしないと、今、これを読んでいる人にとっては、そのあたりが分からないと。これは、最近すごく注意されているところなので、ぜひともその視点をちょっと変えていただきたいと思います。

分からないところがあれば、後で具体的に相談させてください。

○事務局（飯岡環境政策課長） はい。

○山中会長 ほかはいかがでしょうか。

○佐藤副会長 先ほどまでの議論に少し関係するものが一つあって、それ以外に二つあります。

まず一つ目は、コラムの概要が今回見えてきたところですけども、札幌の事業の紹介がかなり多いという印象を受けました。それも大事ですが、それ以外にも、やはり市民の方が関心を持つような、例えば、今の議論で世界規模の温暖化で日本に住む我々にも影響が来ていますなど、そういった各章の内容に近いトピックを取り上げていただけると、読み物として面白さというか、興味が湧くのではないかと思います。これが一つ目です。

それから、全体に関係するところで、今回、概要編を紹介していただきましたけれども、概要編というのは、この会議のためのものなののでしょうか。それとも、概要として、ショートなペーパーとして、本編とは別に市民の方が目にする機会はあるのでしょうか。

○事務局（飯岡環境政策課長） 今の二つ目のところですけども、今お配りしている概要編は、今日の審議会の資料としてホームページに公表させていただく形になります。この後は、本書があって、それを薄くした概要版をつくりまします。ただ、このような形ではなくて、10ページぐらいの冊子の概要版になります。

○佐藤副会長 どうしても、本編ですと、ボリュームがすごくあって、全体を見るところはなかなか難しいので、今のような形で概要を別で用意するのはすごく効果的だと思います。

中身に関しては、各章のつながりがまだあまり見えていなくて、現状ですと、1．5という節で、本計画の構成という形で章を並べた図が1個あるだけです。それだけだと物足りないので、これから文章が足されるのかもしれないですけども、各章のつながりが見えるようにしていただきたいと思います。これがコメントになります。

もう一つ、市民に対してのメッセージを考えたときに、省エネの遅れが進行管理で見えてきているわけで、そこをすごく徹底して進めるというようなニュアンスですと、やはり市民としてはすごく重いのです。市役所の姿勢として頑張りますという意思表示はよいと思うのですけれども、市民に厳しい省エネを課するような印象はよろしくないかなという気がしています。先ほどのエネルギー貧困の話も関係するかもしれませんが、例えば、熱中症で室内にいるのにエアコンを控えるという行動に出たら元も子もないので、必要なエネルギーはちゃんと使うべきだと思いますし、過度な節電、過度な省エネはよろしくないかなという気は少ししています。

それと関係して、議題1の脱炭素移行・再エネ推進交付金の中に市民への補助があると思うのですが、進行管理の中で暖房や給湯の脱炭素化をもっと進める必要があるということで、この交付金で補助を知ったことによって、例えば、今、不足している脱炭素のどれくらいが賄えるのか、その辺の規模感を知りたいのですが、どの程度でしょうか。計画として何件補助をするというものはあるわけですね。

○事務局（飯岡環境政策課長） 佐藤副会長がおっしゃっているのは、今回の補助件数によってどれだけのCO₂が削減できるのかといった具体の数値を持ち合わせているのかというご質問ですか。

○佐藤副会長 コストとベネフィット、どれくらいの費用がかかるものなのかというところは必要な気がします。

○事務局（樺山環境エネルギー課長） 今、札幌市で市民、事業者向けに再エネや省エネの設備に対する補助は幾つか行っております。

財源としては、先ほどの交付金を活用した国のお金を使ったものと、さらに、一般財源、札幌市の財源として補助を行っているといった2本立ての事業を行っております。

国の交付金の部分では、そこまで大きな補助件数にはなっていません。今、ここで具体的に数値はお答えできないのですが、市の分も含めると、年間で数百件ぐらいの様々な補助をやっているという状況でございます。

○佐藤副会長 そうすると、必要な削減量に対してかかるコストがもっと大きいような印象を受けたので、その辺は具体的な算段としてどのように推進していけば脱炭素が実現できるかということを少し精査する必要がある印象を受けました。

最後ですけれども、エネルギーミックスのことで、本編を見ますと、原発については一言も言及されていません。炭素を排出しないエネルギー源という形で暗に見えているのかもしれないですけれども、国の政策の中でも原発は明記されているので、それに全く触れないのは不自然な気がしました。札幌市が推進する、しないなどの意見を表明するタイプのものではないということはよく分かっているのですが、何かしらのオプションとして、原発というものがエネルギーミックスの中に入ってくる想定は多少は入れておく必要があるという気がしております。

○事務局（飯岡環境政策課長） 今、ご質問が何点ありました。

まず、コラムについては、佐藤副会長のおっしゃるとおり、確かに、市の取組に特化し過ぎているので、市民の方が読んでいただくときに、もっと大きな国の動きとしてということ意識しながら盛り込んでいきたいと思っております。

各章のつながりについては、ご参考とさせていただきたいと思います。

市民の皆様方に対してのメッセージということで、少し押しつけがましいような形になっていないかという点については、部会の中でのご意見としてもございました。一応、市民の役割、行政の役割、事業者の役割として、それぞれ三つの立場の方々の役割を明確にしようという中で進めてまいりましたが、市民の皆様方の役割は、もちろん、そこを札幌市、行政側がどう支援していくかにつながっていくと理解していますので、市民の皆様方が自力でそれを完全にと何かということで、押しつけがましい形にならないように留意したいと思っております。

そして、最後は、エネルギーミックスのお話でございました。確かに、エネ基の中では、原子力について書かれています。一応、この計画上は、エネ基も踏まえてという前提で書いてあるところで、札幌市としては、原子力について自分たちがどうこうするというような立場にはないというところはあるのですが、そのあたりの書きぶりについて、どういう形がスムーズな流れになるかをもう少し検討させていただければと思います。

貴重なご意見をありがとうございました。

○佐藤副会長 一つだけ、忘れていたのですけれども、明るい話として、温暖化による好影響というものも何か取り上げるといいかなと思いました。寒冷地が温かくなることでベネフィットもあるという視点です。

○山中会長 原発の話だと、排出係数による改善というところがあるので、このあたりについてどう算出したかの説明で原発の話も少し入るのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

○事務局（飯岡環境政策課長） 今の排出係数はトレンドで追っています。ただ、泊原発が止まってからしばらくの期間がたっているので、今のベースは、停止してからの排出係数の減をトレンドしている状況でした。

○山中会長 そうでしたね。再生可能エネルギーが普及する、LNGの発電など、そういうこととの関係ですね。分かりました。

ほかにございませんか。

○長谷川委員 長谷川です。

最初に、先ほども委員の皆さんから上がっていた人権のところですか。行動検討部会の最中の時期に、国際司法裁判所が、全ての国が気候変動対策を取る義務があるとし、その義務を怠った国は法的責任が生じるということについての見解を出されたと思います。これらは、国家間の話という文脈ではありますが、世界の潮流としてこういった流れがあるという認識です。国際法上では、清潔で、健康的で、持続可能な環境を享受する権利というのは、ほかの基本的な人権の享受にとって不可欠である、人権ということが気候変動やこの環境的な問題と不可欠であるということも併せて示されております。これらをぜひ計画に盛り込んでいただきたいとお伝えしたところ、記載していただいて大変感謝しているところでありますが、皆さんがおっしゃったように、もっと野心的に、もっと人権を強調する必要性があると感じております。

今のところまでが前提です。素案の17ページ目をご覧ください。

「地域・性別・世代を超えた気候正義に基づく人権的配慮の視点」と書いてあるのですけれども、非常に細かいのですが、人権的と人権という言葉にはかなりの差があると認識しております。人権配慮、もっと言うと、配慮よりも、人権尊重という言葉のほうが適切かと思いました。人権の項目を多く盛り込むということが難しいようであれば、一つ一つの言葉の強度を強めていくというやり方もあるのではないかとということで意見でした。

コラムについては、部会の私たちも今回初めて拝見しました。先ほど佐藤副会長からも、今の取組も重要ですが、いろいろな視点があるというご発言もありました。今回の計画改定では、行動についてライフスタイルの変革、技術改新という文脈で、対話や教育等に着目し、気候変動を意識した行動をリードする、広げる人を増やす取組の促進というところをかなり強調する形で書かれたという点が重要なところかと捉えております。

とはいえ、市民の多くは対話とは何だろう、何を意味するのだろうと受け取られる方も多いのではないかと考えております。私は、ふだんファシリテーターや対話の場づくりを行っているのですけれども、対話そのものの普及はまだまだだと感じ

ているところです。ですから、コラムなどで、写真なども活用しながら、札幌市としての対話や教育などのイメージをしっかりと伝えていくことが大事ななと感じました。

以前も部会で発言したとおり、札幌市は対話の事業を非常にたくさんやってこられたと認識しております。気候市民会議ももちろんですけども、それ以外で、任意参加の教育的な側面も併せ持つさっぽろ気候変動タウンミーティングや、札幌市の環境教育・子どもワークショップなど、ここ数年、対話型の企画をたくさんやってきておられると思います。ですから、こういった取組がもうあるのだということはこの計画を通して知ってもらえるのではないかと感じたところです。

さらに、札幌市の対話の事業の特徴としては、ユースファシリテーターの育成があります。ファシリテーターを、ユース世代、次世代に担う機会創出を大変やってきておられますが、これは全国的に見てもあまり事例がないのです。ですから、こちらもぜひアピールしてもよいのではないかと思います。対話や教育というのは民主的に社会課題を解決していくための基盤ですから、これらが計画に入ると、参加してみようかなと市民の皆さんがこれらの問題を身近に感じられるのではないかと考えたところです。

最後です。

概要版の6ページをご覧ください。

いろいろな取組に赤字で「新規」や「強化」と書いてあると思うのですが、これも、このページの右下に、「対話や教育の機会を創出します」とありますが、これは今ご紹介したとおりたくさんやられてきたので、新規ではないと思うのですが、ほかのところでは、「強化」「新規」と書いてある中で、ここには何も書いていないのですよね。これは、今までどおりやっていきますというニュアンスなのか、それとも、より力を入れてやっていきますということなのか、その辺を記載するとより一層伝わるものになるのではと思っております。

私の意見としては、ぜひ強化していただきたいのです。札幌市は、この箇所をどういうスタンスでお考えなのかというところが伝わってくると、なお対話や教育の重要性が伝わってくると思ったところです。

○事務局（飯岡環境政策課長） 6ページ目の下段のライフスタイルの記述ですが、私どもとしては、部会の中でとても大事な視点ということを踏まえまして、このように書かせていただいているところです。私たちとしては、当然ながらここを重要視しています。書き方については、強化なのか、もう一度、中で検討させてください。とにかく、重要視しているということです。

○山中会長 例えば、コラムの中に対話などを書くというのはいかがでしょうか。私も一委員としてなかなかいい提案のように思いました。

○事務局（飯岡環境政策課長） 分かりました。検討させていただきます。

○山中会長 ほかにいかがでしょうか。

○西野委員 せっくなので、発言させていただきます。

これまでの議論を十分に把握していないので、的外れだったら恐縮ですが、この計画は、非常に先の長い期間を想定しているわけで、2035年、2050年に社会の主役になっているのは、今の小学生や中学生、高校生だと思いますので、学校教育との連携は、非常に重要だと思っています。その要素は、恐らく、ライフスタイルの変革というところかと思うのですが、その辺をコラム等、あるいは今後の施策の中で強調されてもいいのかなという印象です。

コラムに関しては、脱炭素なり、気候変動対策というものが身近なものにも影響している、例えば、お米の値段しかり、健康などにも関連してきます。あるいは、対策を取ることで経済的なメリット、GXなどの話があるなど、人々の生活に密接に関連しているという印象づけがあってもいいと思いました。

感想のようで恐縮ですが、以上です。

○事務局（飯岡環境政策課長） 環境省でもやっているデコ活のイメージもあろうかと思います。私どもとしても、それに併せて環境教育の充実というところは、今、いろいろなことをやっておりますし、そのあたりもコラム化や記載などという形で、将来の環境なのだということをきちんと明示できるようにして、分かりやすく書きたいと考えております。

○山中会長 私から2点あります。

1点目は、先ほど発言したことと今の西野委員の話と同じだと思うのですが、コラムについてです。

例えば、物価対策などの話ですが、もう一つは、Scope 3ということを部会でもかなり言ってきたのですが、この計画自体は、札幌市の排出量を減らすというScope 2の話だと思うのですが、やはり札幌市は一大消費地ですから、Scope 3、フェアトレードなど、そのあたりもコラムで書くといいと思いました。

2点目は、本編の92ページ目の進行管理のところ、アライバづくりというか、確かめたいというぐらいの意味ですが、今までのいろいろな施策の中には、今言ったように排出量にすぐさま関係しないようなもの、あるいは、成果指標として考えることが難しいところがあります。

本編の92ページ目の11行目に「排出量の算出や成果指標の達成状況等」とありますが、「等」の中には、これら二つ、排出量の算出や成果指標に含まれないものも検討する、つまり、今出ていた対話を進めるという札幌市の施策等も「等」の中に入っているという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（飯岡環境政策課長） 先ほどもご説明したとおり、対話というところは、今回の部会も踏まえてとても重要なポイントだと認識しています。当然、山中会長がおっしゃるとおり、ここも含めてご説明していくことを考えていきたいと思えます。

○山中会長 ほかにいかがでしょうか。

○鈴木委員 コープさっぼろの鈴木です。

私は、部会のメンバーですので、部会のときにいろいろ意見させていただいたことが素案に反映されていることを確認しました。大変だったと思うのですが、ありがとうございます。

素案自体は、特にこれといってないのですが、皆さんがおっしゃられているとおり、コラムの内容で完成度が大幅変わってくると思いました。さきのご意見にありましたとおり、コラムの実践事例のところが市の取組に偏り過ぎていて、この取組というのは市だけではなくて、事業者、市民という三者で行うものですから、もう少し事業者や市民の取組というところに触れられたほうが良いと思いました。

これは、私や、山中会長もが繰り返しおっしゃられているのですが、札幌だけの視点ではなくて、北海道の中の一大消費地である札幌という視点ですね。本書で文章化が難しいのであれば、コラムの中でそういったニュアンスを含められたらいかがでしょうか。

○事務局（飯岡環境政策課長） 貴重なご意見をありがとうございます。

参考にさせていただきます。

○山中会長 ほかにございませんか。

○小林委員 私も部会でお話しさせていただいたのですが、概要版の5ページ目のところは、市民のCO₂の削減量が全体の5割を超えていて、市民に対する期待、役割というのはすごく重くあると思いました。

では、どうするのかとなると、6ページ目以降にいろいろ書いてあるのですが、先ほどもおっしゃられていたように、いろいろな設備を導入するということで、市も実際に補助メニューなどで支援をしております。具体的にどのくらいCO₂を削減するのかという計算のしやすさなどもあると思うのですが、やはり、補助金があったとしても、元手がなければ、給湯設備にしても、再エネ設備に

しても、導入はできないです。ですから、多くの市民の方にとっては、今のこの物価高の中で、いや、もうやることはできないよというようなことにもなってしまいかねないので、自分は何もできないと思わせないような取組も必要だと思います。

誰もが使うものとして電気がありますが、それを選ぶときがあると思います。札幌市でも、途中で一旦割合が落ちていきますけれども、再エネ100%という目標を立てて目指しているところで、そういった制度をきちんとしていただくことも大事ですけれども、市民でも普通に使っているものの選び方を替えるだけでも変わるのですよと。札幌市のホームページでも紹介されているのは存じ上げていますが、そういうものを丁寧に提示していくことも必要だと思います。

また、事業者向けの取組例として、再エネ電気の共同購入も出されていますけれども、市民に対して、ほかの市でもやられている例もありますし、市営住宅などの建て替えも計画されているので、そういったところで実験的にやってみるとか、そういうことが広がっていくといいと思います。市営住宅の断熱改修していくことによって、自分の住まいが環境によいものになり、特に、市営住宅に優先的にお住まいになれる方たちは、なかなか我慢されている部分もあると思うので、そういったところでエネルギー貧困対策もできていくいいと思っております。

○事務局（飯岡環境政策課長） 先ほど来の話と共通する部分かもしれませんが、市民の皆さんに押しつけという形ではなく、それぞれのお立場もあらうと思いますので、札幌市としては、まずは省エネや再エネの取組がどのぐらい大切なのか、逆に言うと、さっき西野委員からもありましたけれども、お得な部分があるということをお知らせするのも一つだと思っていますので、そういうところからきちんと周知してまいりたいと考えております。

○山中会長 今のお話は、もう少し踏み込んで、周知などもしっかりとやってほしいということだと思います。

この場では、素案を審議していますので、素案のところとして今のような意見が出たということは事務局のほうで受け止めてください。

ほかにございませんか。

○長谷川委員 今の小林委員の意見に非常に賛同いたします。

この計画全体として、GXや金融などの力を持った方々の存在感が大きく見て取れます。先ほど、市民への押しつけという言葉もありましたが、そういった側面、そういった取られ方をしてしまうという懸念もある一方で、市民の分断につながらないようにしたいというところを小林委員の意見から勝手ながら読み取りました。

市民に伝える計画の中で、想定する市民が、お金があって余裕がある人たちだけであってはなりません。エネルギー貧困についてもお話もありましたが、余裕もな

くて大変な生活をされている市民の方もいっぱいいる中です。小林委員の意見に非常に賛成しますという意思の表明でした。

○山中会長 私もとても重要な視点だと思います。

ほかにどうでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○山中会長 後で事務局から説明があると思いますが、ここで主な意見をいただいて、事務局が庁内で検討して、次の段階に行きますということで、そちらのほうでも意見を出すことは可能ではありますが、できるだけ大幅な、大胆な意見は今出していただきたいと考えておりました。

時間の都合もありますので、ここで止めたいと思いますが、さらにご意見があれば、メールで構わないですから、事務局に送っていただけると、事務局も対応ができるかと思います。よろしくお願いします。

それでは、次の議題に行きます。

その他ということで、有坂委員から篠路福移湿原についてご提案があるということです。簡潔にお願いします。

○有坂委員 時間がない中、皆さんの貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。

私から、篠路福移湿原の現状のご報告とご提案をさせていただきたいと思います。

資料の２ページ目、右肩に篠路福移湿原（札幌市）と書いてあるものをご覧ください。

これは、環境省のウェブサイトを出していますが、そもそも、この篠路福移湿原というのはどういう場所かということですが、ここにもありますとおり、環境省が２００１年に指定した日本の重要湿地５００の一つです。

この日本の重要湿地５００というのは、保護区の設定や開発案件における保全上の配慮を促す基礎資料として活用され、我が国の重要な湿地の保全を推進する役割を果たしてきたということで、特に、湿原は開発に非常にさらされやすい場所だということがあって、こういったものが設けられております。

さらには、２０１６年に、ここにありますように、生物多様性の観点から重要度の高い湿地として選ばれている場所です。

私が何故この湿地の説明をするのかというと、国際的に重要な湿地に関する国際条約であるラムサール条約で、水鳥の生息地として道南にある大沼の登録の仕事をさせていただいていたり、湿地に携わる仕事を幾つかさせていただいていることと、また、持続可能な開発のための教育、ＥＳＤというものに１５年以上関わって

おりまして、そういった持続可能な開発を実現するためには教育というものが非常に重要であります。この教育というのは、知識を学び取るということはもちろん重要であるとともに、実感が伴う体験が同じぐらい非常に重要であると考えて仕事をしてきたわけです。そういった意味でも、この湿原など、自然環境の保全、その実感を持てる場所というものは、欠かせないものだと考えております。

ただ、この現状を見ると、道内各地でも開発が進んでおり、自然環境がいまだに壊され続けているということに、大変憂慮しております。

今回取り上げる篠路福移湿原も、残念ながらほぼ消滅してしまったということを皆さんに共有させていただいて、今後の対応についてご提案させていただきたいと思った次第です。

3 ページ目になりますが、この環境省のサイトの中に、重要湿地として篠路福移湿原が取り上げられています。札幌市の中に唯一存在している重要湿地です。湿地自体は非常に長い年月をかけて形成される場所です。石狩平野自体がほとんど湿地であったという歴史があるわけですが、都市開発の中で、本当に僅かに残された貴重な場所がここにあったということです。これは、環境省でも認めていることです。

4 ページ目になりますが、長年、この場所を研究保全してきたカラカネイトトンボを守る会というものがあります。これまで、カラカネイトトンボを守る会は、様々な形で保全活動をされてきています。これは、ホームページから採用していますが、2002年から取組を始められています。

これは、僅かに残された貴重な湿原というだけではなくて、カラカネイトトンボという札幌市では絶滅危惧1類、極めて絶滅の危機に瀕している種ということで指定され、札幌市内において、唯一、ここにしか住んでいないという場所ですから、守る必要があるということで、30年以上、高校生や市民団体が取組を続けてきた場所でもあります。

私自身は、2008年から今のような仕事をしているのですが、そのときに、高校生の研究発表によってこの場所を知りました。今、山中会長が実施されている高校生ポスターコンテストの前身の高校生ポスターセッションというものがあって、そこで、高校生たちが研究、発表しているのを聞き、そんなところがあるのだと知ったのです。

その頃から注目をしていたのですが、5 ページ目を見ていただきたいと思います。

この場所は、いわゆる原野商法によって切り売りされている場所でもあるのです。こういった場所の管理というのは非常に難しい状況にあって、この5枚目のス

ライドの右側に篠路福移湿原の範囲が示されていますが、カラカネイトンボの会は、ここを保全するためにトラスト運動をされて、土地を買うことで保全をするということを進めてこられました。この緑色に塗られた場所がカラカネイトンボの会がトラスト運動によって購入された土地です。こういった取組が評価されて、環境省の事例集に載ったり、様々なところで評価されてきたわけです。

次の6ページ目をご覧くださいなのですが、これは、1985年と2008年と2022年の国土地理院の航空写真、空中写真を並べてあります。ご覧いただいて分かるように、南側からどんどん埋立てが進められてきています。こういった現状を止めたいということで、会の皆さんは取組を進めていらっしゃったということです。

それで、7ページ目に移りますが、北海道新聞でも何度かこの現状について取り上げられていて、これは、2022年に出版された「北海道でSDGs」という書籍の記事です。

そして、皆さんにも北海道新聞の記事を二つ、共有させていただいていますが、この2021年の記事の中にある鈴木玲さんのコメントに、「いまさら湿地を回復することは困難でも、せめて残っているものは守っていききたい。僕らの世代でつぶしてしまっているのか。何とか次の世代に残したい」とありますように、市民団体の皆さん、高校生の皆さんがずっとこのような思いで取組をされてきたということが分かるかと思います。

2025年7月20日の記事も共有させていただいていますが、その最後に、中学2年生の方のコメントが載っています。「豊かだった湿原が一瞬でなくなってしまうのは、さみしい、悲しい」と書かれています。これは、2021年と2025年の記事の見出しが、「狭まる湿地」から「埋まる湿原」に、「トンボ守れ」から「トンボ消えた」となっているためです。

私自身も、現在3期目の環境審議会の委員となりますが、事あるごとにこの湿原の重要性について述べ、生物多様性さっぽろビジョンの中などにその重要性について記載をしていただいています。

9ページ目に、生物多様性さっぽろビジョンの内容を転載させていただいております。主な保全すべき生態系ということで、篠路福移湿原が写真入りで載っているということと、説明として開発にさらされていますということがあるわけです。

環境省でも重要だと、札幌市も重要だと、高校生や市民団体も守ってきた場所であるのですが、10ページ目をご覧くださいと、これは2025年7月の様子ですが、土砂でほぼ全て埋められてしまいました。

11ページ目を見ていただいても分かるように、札幌市の所有の場所も土砂運搬用の道路として埋められていたり、家電のごみがあったりという状況になってしまっています。

最後に12ページ目は提案ですけれども、市内の高校生や市民団体が30年以上保全活動、研究を実施し、環境省、札幌市とともに生物多様性にとって重要な場所であると認識していたにもかかわらず、この篠路福移湿原がほぼ消失してしまったということを私たちは受け止めなければならないと考えています。

私自身は、この現状を知りながら、この埋め立てられてしまった、それを止めることができなかったということを、本当に猛省をしております、このようなことが再び起きることがないようにどうしたらいいのかということを皆さんと一緒に考えていきたいと思いました。

この湿原は本当に小さな場所です。潰れてしまっても私たちの生活に何の影響もないと言ってしまってもいいかもしれません。ただ、そういったものだから潰れてしまってもいいという札幌市ではなく、小さな生命であっても大切に、未来にその恩恵を引き継いでいくことができるような札幌市であってほしいと思います。

そして、札幌市の皆さんは、いつも本当に協力的で、いろいろ助けていただいている、連携させていただいておりますが、行政の皆さん、市民、事業団体、活動団体などが一体となって、具体的な対策を検討する場を設置していただければと思います、今回、このような提案をさせていただきました。

以上です。

○山中会長 事務局は何か情報等を持っていますか。

○事務局（坂田環境共生担当課長） 環境共生担当課長の坂田でございます。

貴重なご提案だったと認識しておりますし、かなりの面積が消失してしまっている現状についても重く受け止めているところでございます。

いただいたご提案について、では、こうしようとすぐに言える状況ではございませんけれども、現状を受け止めた上で、どのように、ここの場所、それ以外の似たような場所があるのであれば、そういったところに対してもどういうアクションを起こせるのかということについては、一度、こちらのほうで持ち帰らせていただきまして、検討させていただければと思います。

○山中会長 これは非常に大きな問題で、環境審議会として環境保全を考える場がありますので、深刻に受け止める事態であると思います。

とはいうものの、今は時間が来ていますので、幾つか提案をしたいと思います。

まず、私は、ここで有坂委員の提案を受けて、(札幌市環境審議会)で話し合う必要があると思っています。

その論拠は、モニターに映してほしいのですが、環境基本条例第29条第3項です。通常、この審議会は市から諮問を受けてそれに答申するというのですが、もう一つの役割があって、第29条第3項には、審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる規定されております。前項の規定とは何かというと、環境保全に関する基本的事項があります。

そういうわけで、ここで話し合うことは、これでできるということです。意見を述べるかどうかはまだ決まっていますが、単に話し合っただけ感想を述べ合うだけでは、審議会の役割を果たしたと言い難いので、まだ決まっていますが、意見を述べるということを中心に視野に入れて次回の審議会で話し合っていきたいと考えます。それに対する提案はいかがでしょうか。

○上野委員 関連する意見ですけれども、今回、残念な事例を知りました。

今回、生物多様性さっぽろビジョンにも掲載されているような事例であったにもかかわらず、そこを守り切ることができなかった。

その背景に、新聞の記事にもありましたけれども、具体的な保全策を進めるところでは、ビジョンに載って、貴重であるというアピールだけではなくて、そこにどうやって具体的に保全策をやるかというところが必要で、そこは民有地でなかなか慎重に進めていかなくてはいけないという市の回答に起因するところがあると思っています。

私が専門とする野生動物管理においても、鳥獣のあつれき問題の中で、いろいろな対策を公共政策として環境行政が主体的にやっているところですが、実際に取組を進めるときには、地上部側でのいろいろな対策を進めようとしても、地権者、地主との連携がない限りは、その場所では進まないというところがあります。

この審議をするに当たって、果たして、環境の分野だけで進んでいくのかなという疑問を感じております。環境審議会なり、現状、どこの場で話すべきなのかということは、私も意見を持ち合わせていないのですけれども、恐らく、今回の場合は、民有地、特に事業を行っていた場所があるので、そういった企業の生物多様性保全に関わるところで何かしらの発信、検討をする場が必要だと思いますし、その場所が本当にこの審議会なのかということも含めてご意見させていただきました。

○山中会長 私も意見を言いますと、もちろん、最終的に決めるのは、ここの審議会ではなく、いろいろな人を巻き込まないといけないと思います。特に、ここはあくまでも環境保全に関する基本的事項ですが、条例として決めていくためには、それ以外の要素があるというのは、今、上野委員が言ったとおりです。

ただ、環境保全に関しては、誰かが言い出さなければいけません。特に、担当者から言い出すのは難しいとするならば、広い知見を持っている環境審議会から、ま

ずはこういうことを検討しなければならないでしょうという提案はあり得ると思っています。

私がお話を聞いて、ある種の専門家の人に聞けば、例えば、景観条例というものがあって、そういう中で強く規制をしている団体もあるそうです。それをそちらでも調べていただいて、具体的にどんな対策をされているのか。

この場合だと、札幌市は景観条例を持っていますので、それを強化するという案もあります。ただ、ここで議論するだけではなく、ほかの関係者のところでも議論をすることにもなりますから、景観条例を変更すればいいという単純な話ではないことは確かです。ただ、誰かが声を上げなければならないとするならば、ここから少し考えていく必要があるかなと考えております。

もう予定の時刻を過ぎていますので、これについては、次回の議題とするかというところのご意見をいただきたいと思います。提案としては、まずは、これを審議会の次の議題とするかというところで、ご意見をいただきたいと思います。

○佐藤副会長 短い意見になりますけれども、先ほど見せていただいた環境審議会の規定にのっとって、本事項は対象に含まれると思いますので、これから議論を始めていくという意見には賛成します。

○山中会長 具体的なアクションをするとすると、事務局側も大変ですし、なかなかご苦労があると思いますが、いかがですか。

○事務局（飯岡環境政策課長） もちろん、今、ご意見として賜ったことは大事な話だということは認識しておりますので、環境審議会の規定にのっとって、環境審議会として何ができるのかというところをもう少し整理させていただいた上で打合せをさせていただきたいと思います。次回に向けて、少なくとも何らかのお話はできるように準備を進めてまいりたいと思っています。

○山中会長 事務局から具体的な提案があったと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○有坂委員 ありがとうございます。

これは、札幌市の問題として具体的に挙げてきたものですが、先ほども少し言いましたが、道内各地で同じような事例があり、特に釧路湿原について話題になっていると思います。今日の北海道新聞にも大きく出ていましたが、別に全部を保全しようと言っているわけではなくて、重要だから守っていくことが自然ですよねと、ただそれだけのことです。でも、それができていないので、なぜなのか、それをできるようにするにはどうしたらいいのか、民有地だからお願いすることしかできない、ということで終わらせられない状況になってきていると感じています。

そのあたりも、皆さんのお知恵を借りて、では、どうすればこういったことが再び起きないで済むのかということを考えて具体策をつくっていただければと思っております。札幌市の担当の皆さんにはお手数をかけると思うのですが、議論していきたいと思えます。

ありがとうございます。

○山中会長 ほかにございませんか。

○長谷川委員 質問ですけれども、これらの議題をするとすると、本来すべきだった議題は規定の時間の中で分割して実施するというイメージで合っていますか。

○山中会長 議題の一つとして加えるということですから、本来やる議題は議題のまま残ります。

○長谷川委員 その中に入れていくということですか。

○山中会長 その議題とは別に、今日だと（１）（２）（３）があって、その他という名前でしたが、本来、第３回でやるべき議題は１、２とあって、それに３を加えましょうというようなイメージです。

○長谷川委員 私はこの件の専門外ですから今すぐに具体的なコメントはできないですけれども、審議会でこれを話した後にどうなるかのイメージがあまりできないので、私としてはイエスもノーも言えない状況です。

○山中会長 先ほど第２９条第３項を示したように、私たちができるのは市長に提案をするだけで、何かを決めるということではありません。今日の話だと、事務局からあったように、少し整理して議題等に上げるということを行います。そこまでは、今日、意見集約として大体できていると思えます。

では、その後に具体的に何をするかということは、まだ全然決まっていない状況です。

ただ、なぜ委員の皆様の貴重な時間を使うのかというと、基本条例第２９条第３項にあるように、意見を言うかもしれないからです。そのあたりはいろいろな言い方がありますが、皆さんのご意見は、環境審議会だけにとどまらず、市長に届けることもできるということを確認させていただきました。

先ほど、有坂委員から出てきましたけれども、釧路湿原では太陽光パネルが大きな問題になっております。具体的には、今回の話とは違うかもしれませんが、太陽光パネルを規制するという意味で、鶴居村では景観条例を定めて規制することを始めています。私もそこは全く素人ですが、手はあるのだらうと信じて調べていただきたいということです。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山中会長 それでは、引き続き次回の審議会でも考えていくということで、全員ではないと思いますが、意見がある程度集約されたと思います。

本日の審議内容は以上ですが、最後に事務局から連絡事項があります。

事務局よりお願いいたします。

３．閉 会

○事務局（飯岡環境政策課長） 本日は、長い時間にわたりまして、本当にありがとうございました。

次回は１０月１４日から２１日のあたりを想定していますが、私ども内部の手続もありますので、また追ってご連絡を差し上げたいと思っております。引き続きよろしくお願いいたします。

以上です。

○山中会長 それでは、以上をもちまして、第１３次札幌市環境審議会第２回会議を終了します。

本日は、ありがとうございました。

以 上